

岡山県事務処理規則の一部を改正する規則 【規則】 （県例規集登載）		目次	
		発行 岡山県	
			
行政改革推進室		担当課（室）	
			目次
			担当課（室）

りなお従前の例によることとされる同法による改正前の行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく不服の申立ての裁決又は決定	課長						
12 11のうち重要なもの	総務学事課長	○					

別表第一(1)6の項3中「諮問」の次に「(岡山県行政不服等審査会への諮問を要する審査請求に係るものを除く。)」を加え、同項7中「聴聞会」を「聴聞」に改める。

別表第二(1)11の項及び別表第二(3)11の項(3)中「営利企業等の従事許可」を「営利企業への従事等の許可」に改める。

別表第三危機管理課の部3の項12中「決定」の次に「(道路管理者の権限に属するものを除く。)」を加え、同部中7の項を削り、8の項を7の項とし、9の項を8の項とし、10の項を9の項とする。

別表第三総務学事課の部中7の項及び8の項を削り、9の項を7の項とし、10の項を8の項とし、同項の次に次の一項を加える。

9 行政不服審査法の施行に関する事務	1 審理員の指名 (第9条第1項)					○					
--------------------	-------------------	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--

別表第三総務学事課の部中11の項を10の項とする。

別表第三人事課の部1の項2(1)から(3)までの規定中「職務の級」を「等級」に改め、同部2の項1中「第17条」を「第17条、第21条の3」にし、「職務の級」を「等級」に改め、同項2中「職務の級」を「等級」に改め、同項3中「(地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律(平成26年法律第34号)附則第2条第1項の規定による場合を含む。)」を削り、同部3の項1(1)イ及び(2)ア並びに2(1)及び(2)並びに同部4の項中「職務の級」を「等級」に改め、同部5の項1中「職務の級」を「等級」に改め、同項2中

「					「				
							○		
を					」				

に改め、同2中(1)から(3)までの削り、同部6の項2中「営利企業等の従事許可」を「営利企業

「」

に同部 7 の項 2 (3) ア及び 3 (2) ア中「職務の級」を「等級」に改め、同部 8 の項 2 中「(地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律附則第 2 条第 1 項の規定による場合を含む。)」を削り、同部 10 の項 1 中「知事表彰」の次に「(行政改革推進法に定めるものを添く。)」を加え、同部 14 の項 4 及び 5 を削り、6 を 4 とする。

[illegible]

の項3(2)中「異議申立てに対する決定」を「審査請求に対する裁決」に改める。

別表第三市町村課の部1の項2中(6)から(8)までを削り、(9)を(6)とし、(10)を削り、(11)を(7)とし、(12)を(8)とし、(13)を(9)とし、同部5の項中1を削り、2を1とし、3を2とし、同部13

医療推進
課長

關係課長

項」を「第28条第1項」に改め、同部4の項中1を削り、2を1とし、3及び4を削り、同部5の項1を削り、同項2中「1」を「食品関連事業者（小売業者に限る。）に対する表示事項の表示等に関する」に改め、同2を同項1とし、同項中3を2とし、4を3とし、5を4とし、同部8の項を次のように改める。

8 消費生活用製品安全法 (昭和48年法律第31号) の 施行に関する事務	1 特定製品の提出命令 (第42条第1項)						○				
	2 特定製品の提出命令によつて生じた損失の補償 (第42条第3項)						○				

別表第三男女共同参画青少年課の部4の項中3を削り、4を3とする。

別表第三環境管理課の部４の項１中「第５品」を「第６品」に改め、同部５の項２（３）を削り、同項７（３）を削り、同部６の項２（４）を削る。

別表第三循環型社会推進課の部1の項1中(23を削り、(24を(23とし、(25を(24とし、(26を削り、(27を(25とし、(28から(74までを二ずつ繰り上げ、同部中9の項を10の項とし、5の項から8の項までを一項ずつ繰り下げ、4の項の次に次の一項を加える。

5 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法（昭和50年法律第31号）の施行に関する事務	1 合理化事業計画の承認及び変更の承認（第3条第1項、第4条第1項）																																																																																		
---	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第三自然環境課の部3の項1中、「第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画」を「及び第一種特定鳥獣保護計画」に改め、「第7条の2第1項」を削り、同項中6及び7を削り、8を6とし、9を7とし、10を削り、11を8とし、12を9とし、13から16までを削り、同項17中「立入検査等」の次に「（鳥獣害対策室に係るものを除く。）」を加え、同17を同項10とし、同部8の項1を次のように改める。

[illegible]

別表第三医療推進課の部1の項1中(1)を削り、(2)を(1)とし、(3)を(2)とし、(4)を(3)とし、同項4中(4)を(5)とし、(3)を(4)とし、(2)の次に次のように加える。

[illegible]

別表第三健康推進課の部2の項26中

を

に改め、同部6の項に次のように加える。

[illegible][illegible]

[illegible]

別表第三生活衛生課の部22の項5を削り、同部23の項中2を削り、3を2とし、4を3とする。

別表第三医薬安全課の部1の項1中(3)を削り、(4)を(3)とし、(5)から(8)までを一ずつ繰り上げ、同部9の項1(5)中「次の項に代へて「施行規則」とする。」を削り、同項中3を削り、4を3とし、同部10の項1(5)中「次の項に代へて「施行規則」とする。」を削り、同項中3を削り、4を3とする。

別表第三障害福祉課の部2の項5(1)中「市立福祉センター」を「福祉センター」に改め、同5中(7)を(8)とし、(6)の次に次のように加える。

[illegible]

別表第三章福祉課の部3の項3中「**中々事**」を「**今際事**」の請求に関する事項」に改め、「第6条第1項」の次に、「第3項」を加え、同部15の項中5を削り、6を5とし、7を6とし、8を7とする。

別表第三長寿社会課の部2の項2を削り、同部中9の項を11の項とし、8の項の次に次の二項を加える。

[illegible]

別表第三組合指導課の部一6項一中「第11条の7、第11条の23、第11条の29、第11条の32」を「第11条の17、第11条の42、第11条の48、第11条の51」に改め、同項2中「第11条の4」を「第11条の8」に改め、同項3中「第11条の5」を「第11条の9」に改め、同項4中「第11条の26」を「第11条の45」に改め、同項5中「第11条の46」を「第11条の65」に改め、同項12を削り、同項13中「連合会、中央会」を「又は連合会」に改め、同13を同項12とし、同項中14を13とし、15を14とし、16及び17を削り、18を15とし、同項19(1)中「第72条の13、第72条の16、第72条の17、第72条の18、第73条の12」を「第72条の29、第72条の32、第72条の34、第72条の35、第73条の10」に改め、同19中(5)を(7)とし、(7)を(9)とし、(9)を(13)とし、(13)の次に次のように加える。

(3) 休眠農事組合法人に対する事業を廃止していない旨の届出をすべき旨の公告及び公告をした旨の通知 (第73条第4項)							○ 県民局長	
(4) 農事組合法人の継続の届出の受理 (第73条第4項)							○ 県民局長	

別表第三農産課の部中23の項を24の項とし、22の項の次に次の一項を加える。

23 農産物検査法（昭和26年法律第144号）の施行に関する事務	1 不正受検に対する処置（第16条）					○				
	2 業務規程の変更命令（第21条）					○				
	3 登録検査機関に対する適合命令及び改善命令（第22条，第23条）					○				

4	登録検査機関の登録の取消し等（第24条）						○												
5	登録検査機関に対する立入調査等（第31条）															○	県民局長		
6	農産物検査規格に該当しない旨の申出に基づく調査（第33条第2項）																		
	(1) 知事が必要と認めた事項							○											
	(2) (1)以外のもの															○	県民局長		

別表第三畜産課の部6の項3を削る。

別表第三耕地課の部1の項3(5)中「異議申上」を「異議審決」に改め、同(5)の合議先欄中

に改め、同項5(3)中「**照会**」を「**審査請求**」を

総務学事
課長
農村振興
課長

農村振興課長

に改め、同(3)の合議先欄中

総務学事課長

を

に改め、同項7(1)中「~~職業知識~~」を「~~職業知識~~」に改め、同部7の項1(9)中「第2項」の次に

「~~葬~~3品」を加える。

別表第三農村振興課の部3の項1中「畜産」の次に「及び養蠶」を、「蠶8糸」の次に「蠶8糸の3」を加え、「蠶8糸の3」を次のように改める。

[illegible]

別表第三農村振興課の部中6の項を削り、同部7の項中15を16とし、12から14までを一ずつ繰り下げ、同項11中「回~~ル~~ル」を削り、同11を同項12とし、同項中10を11とし、6から9までを一ずつ繰り下げ、同項5中「回~~ル~~ル」を削り、同5を同項6とし、同項中4を5とし、3を4とし、2を3とし、1を2とし、同2の前に次のように加える。

1 農用地等の確保等に関する基本方針に係る関係市町村の意見聴取（第3条の2第4項）					○				
---	--	--	--	--	---	--	--	--	--

3とし、同項1中「第4条第5項」を「第4条第8項」に改め、同1を同項2とし、同2の前に次のように加える。

1 農地等の転用の許可 (第4条第1項, 第5条第1項)				○				
------------------------------	--	--	--	---	--	--	--	--

別表第三農村振興課の部中8の項を7の項とし、同部9の項(3)中「農業公議」を「農業委員会システムワーク機構」に改め、同項を同部8の項とし、同部中10の項を9の項とし、11の項から13の項までを一項ずつ繰り上げ、同部14の項2中「取消し並びに公告(第4条第1項、第5条第1項、第3項、第15条)」を「指定の取消し(第4条、第15条第1項)に次ぐ、同項9中「及び公告」及び「第3項」を削り、同項10中「及び公告」及び「第5項」を削り、同項11中「認可の申請があつた旨の公告及び」を削り、同項を同部13の項とし、同部中15の項を14の項とし、16の項を15の項とし、同部17の項1中「、鳥獣被害防止総合対策交付金事業」を削り、「及び教育プログラム事業」を「、農地耕作条件改善事業及び中山間地域等担い手収益力向上支援事業」に改め、同項を同部18の項とし、同部15の項の次に次の二項を加える。

[illegible]

別表第三農村振興課の部の次に次のように加える。

鳥 獣 害 対 策 室	1 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の施行に関する事務										
		1 第二種特定鳥獣管理計画の策定及び変更 (第7条の2第1項)				○					
	2 実施計画の策定 (第14条の2第1項)					○					
	3 指定管理鳥獣捕獲等事業が実施計画に適合する旨の確認 (第14条の2第5項)					○					
	4 鳥獣捕獲等事業の認定等 (第18条の2, 第18条の7第1項, 第18条の8第2項, 第18条の10第2項)					○					
	5 狩猟免許試験の実施, 狩猟免許の交付及び免許の更新等 (第41条, 第42条, 第43条, 第46条, 第48条, 第50条, 第51条第2項, 第3項)							○		県民局長	
	6 狩猟免許の取消し等 (第52条)					○					
	7 狩猟者の登録等 (第55条第1項, 第57条第1項, 第3項, 第58条, 第60条, 第61条第1項, 第2項, 第4項, 第5項, 第63条, 第64条, 第65条, 第66条)										
	(1) 県内に住所を有する者							○		県民局長	
	(2) (1)以外の者					○					

別表第三林政課の部2の項中3を削り、4を3とし、5を4とし、同部9の項を次のように改める。

別表第三林政課の部11の項を削り、同部12の項中「県産ヒノキ販路拡大等推進事業実施要領（平成24年3月30日林第666号）」や「県産ヒノキ販路開拓支援事業実施要領（平成27年

3月27日林第687号）」に改め、同項を同部11の項とし、同部中13の項を12の項とし、14の項から16の項までを一項ずつ繰り上げ、同部17の項1の備考欄中

を

総務学事
 課法制班
 長への合
 議は、定
 型的な契
 約書の様
 式として
 あらかじめ総務学
 事課に登
 録したも
 の及び軽
 易又は定
 例的なも
 のを除く。

に改め、同項を同部16の項とし、同部18の項1中「昭和58年58林野普第77号）第5」を「平成17年16林整研第169号）第4」に改め、同項を同部17の項とし、同部中

19の項を18の項とし、20の項を19の項とし、21の項を削り、回監22の項1中「森林病害虫等駆除事業」や「森林病害虫等防除事業」に代る「、林業後継者育成事業」を削り、「お
かやまの木で家づくり推進事業」や「おかやまの木で家づくり支援事業」に、「林業就労条件改善事業（安全作業器具等導入経費の助成）、ニューフオレンスター育成支援事業」や「地
域林業の担い手サポート事業」に、「森林計画推進事業」や「市町村森林所有者情報整備事業」に、「及び森を見つめる交流促進事業」や「、森を見つめる交流促進事業及び森林・山
村多面的機能発揮対策事業（市町村推進事業）」に代る、回項を回監20の項とする。

別表第三水産課の部24の項1(10)中「」の次に、「」を加える。

別表第三道路整備課の部7の項中3を4とし、2を3とし、1を2とし、同2の前に次のように加える。

1 市町村長等の要請による応援等の決定（道路管理者の権限に属するものに限る。）（第68条）							☐ 県民局長	
---	--	--	--	--	--	--	----------------------------	--

別表第三防災砂防課の部2の項1(9)中「」の次に「」を加える。

別表第三港灣課の部9の項1(10)中「海2海」の次に、「海3海」を加える。

別表第三建築指導課の部6の項1(2)を削り、同項5中(2)を削り、(3)を(2)とし、(4)を(3)とし、同部に次の一項を加える。

[illegible]

平成28年3月31日 岡山県公報 号外

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。